

伊勢市農業委員会 第194回 総会議事録

日 時	令和4年2月15日（火）13時58分～15時27分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	14名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保 4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 7番 中澤 利吉 8番 中西 重喜 9番 東浦 弘行 10番 中西 正平 13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信 18番 大西 正義 19番 森北 雅博
欠席委員	5名 6番 神廣 敏夫 11番 北村 安弘 12番 山口 和男 16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭
総会出席職員	農業委員会事務局 日置 幸美（局長） 中野 雅之（係長） 上野 結女（会計年度任用職員） 農林水産課 青木 茉耶（会計年度任用職員）
会議録署名者	7番 中澤 利吉 15番 出口 勝信
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案） 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案について
報告事項	1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について 2. 農用地利用集積計画の中途解約について

<p>議 長</p>	<p>3. 農地法第5条の規定による許可の取消について 4. 農地利用変更届出書について 5. 一時転用の完了報告について 6. その他</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第194回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は14名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、 7番の中澤 ^{なかざわ} ^{りきち} 利吉さん 15番の出口 ^{でぐち} ^{かつのぶ} 勝信さん</p> <p>のご両名にお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案について</p> <p>以上6件でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

係 長

では、初めに本日配布しました資料を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図及び来年度の予定等を綴じたものを配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は5件、内訳といたしまして、田が3筆900㎡、畑が14筆5,707㎡の計6筆6,607㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1-1ページをご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は村松町の畑1筆を譲り受けて、新規就農をしたいとの申請でございます。申請地は村松町地内国道23号 村松町2交差点より西へ120mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は横線ですが、農福連携という事で農場管理作業者3名の他、収穫繁忙期の臨時雇用と軽作業を全て障がい者施設に委託して行うとのことでございます。なお、本法人は今回の申請を以て農地所有適格法人としての要件を満たします。

2番、こちらにも売買でございます。受人は御菌町高向の田1筆と畑8筆を譲り受けて、経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は御菌町高向地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

3番、こちらにも売買でございます。受人は御菌町高向の畑5筆を譲り受けて、経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は御菌町高向地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

4番、こちらにも売買でございます。受人は御菌町長屋の田1筆を譲り受けて、経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は御菌

町長屋地内 市立御菌小学校より西へ10mに位置する農業振興地域内農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は4名でございます。

5番、こちらも売買でございます。受人は御菌町長屋の田1筆を譲り受けて、経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は御菌町長屋地内 市立御菌小学校より西へ30mに位置する農業振興地域内農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は4名でございます。

議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

吉田委員 1番についてですが、耕作面積が50aに満たないのではないのでしょうか。

係長 説明が漏れてしまっておりました。この申請とは別で今月利用権設定の申請も出されておりました、そちらと合わせて約60aになります。

局長 議案第5号中の35番から42番が今回の受人である法人の申請となります。

議長 ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、1番につきましては、利用権設定の公告と同時に許可することといたします。

続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑のみ5筆の計116.60㎡でございます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、申請者は宇治今在家町の畑5筆の計116.60㎡を、一体利用地の宅地17筆、山林7筆、ため池1筆の計25筆 11,241.84㎡と併せて、研修宿泊施設3棟 建築面積4,090㎡としたいとの申請にございます。申請地は宇治中之切町地内 新橋より西へ260mに位置する第3種農地にございます。本申請につきましては、既に転用してしまったとのことで始末書が添付されており、農地の購入経緯が定かではありませんが、昭和40年に大講堂、昭和46年に青少年研修センター、昭和60年に研修館を建てた際そのままになっていたという状況であります。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのこととございます。なお、本案件の転用面積は、1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法に基づく開発案件に該当すると思われましたが、伊勢建設事務所 建築開発室にて「該当なし」であることを確認済みとのことでした。

議案第2号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実に転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>3ページをお願いします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は13件、内訳といたしまして、田が17筆8,511㎡、畑が14筆4,465㎡の計31筆12,976㎡です。詳細についてご説明申し上げます。</p> <p>次ページ(3-1)をご覧ください。</p> <p>1番と2番は関連がありますので併せて説明いたします。</p> <p>1番は売買で、2番は使用貸借でございます。御菌町高向で介護施設を営む株式会社かがせお 代表取締役 松浦 雅代さんが、一体利用地の原野1筆208㎡他4筆とあわせ、受人として藤里町の畑2筆を譲り受けて、事務所兼社宅 建築面積264.90㎡に、同時利用地の借人として藤里町の畑2筆を借り受けて、法面にしたいとの申請にございます。申請地は旭町地内 市立宮山小学校より東へ280mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。1番の排水は合併浄化槽をへて西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置、2番の排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として法面に種子吹付を行うとのこととございます。そして本案件の転用面積は、併せて1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計</p>

画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

3番、こちらは売買でございます。受人である船江2丁目で不動産業を営む株式会社丸為 代表取締役 田中 信也さんが、船江4丁目の田4筆と畑1筆の計5筆を譲り受けて、貸資材置場としたいとの申請にございます。申請地は船江4丁目地内 伊勢船江郵便局より西へ200mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

4番、こちらでも売買でございます。受人で二見町光の街でとび・土木工事業を営む株式会社ナカバヤシ 代表取締役 中林 勇太さんが、大湊町の畑1筆を譲り受けて、一体利用地の宅地1筆196.09㎡と併せて、資材置場としたいとの申請にございます。申請地は大湊町地内 湊橋より南へ120mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

5番、こちらでも売買でございます。受人である藤里町でイベント・企画広告業を営む株式会社オフィス・ワン・ツー・テン 代表取締役 向原 翔平さんが藤里町の田1筆を譲り受けて、事務所兼倉庫としたいとの申請にございます。申請地は藤里町地内 藤里公園より南へ110mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、昭和44年と平成5年頃に渡人の親族が経営する建設会社が、事務所及び倉庫を建築してしまいましたが、現在は建築物を解体し更地にしたとのことで始末書が添付されています。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

6番、こちらは賃貸借でございます。借人である産直市場運営代表兼市議会議員が津村町の畑1筆を借り受けて、農産物直売所としたいとの申請にございます。申請地は津村町地内 JA伊勢南部グリーンコープより西へ180mに位置する農用地区域内農地でございます。農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法施行令第11条第1項第2号イに規定される「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供

するもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。また、令和4年2月4日付で農業用施設用地への変更手続きも完了しています。本申請につきましては、令和3年7月頃に直売所を設置し、地域の皆さんと利用しているとのことで始末書が添付されています。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

7番、こちらは売買でございます。受人である西豊浜町で生コンクリート製造・販売業を営む有限会社大久 代表取締役 右京 久男さんが、西豊浜町の畑4筆を譲り受けて、資材置場としたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 伊勢市豊浜支所より南東へ450mに位置する第2種農地にございます。本申請につきましては、右京砂利株式会社社長の亡父が平成8年頃に土砂置場に転用してしまったとのことで始末書が添付されています。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置済みとのことでございます。

8番、こちらでも売買でございます。受人である大阪府中央区道修町で太陽光発電事業を営む株式会社ESEN-MIRAI 代表取締役 木下 公貴さんが、柏町の田6筆を譲り受けて、太陽光発電設備 設置面積512.98㎡としたいとの申請にございます。申請地は柏町地内 柏町公民館より東へ280mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスと畦畔を設置するとのことでございます。

9番、こちらは真正なる登記名義の回復でございます。受人は柏町の畑4筆を譲り受けて、農業用倉庫2棟 建築面積88.36㎡と家庭菜園としたいとの申請にございます。申請地は柏町地内 柏町公民館より東へ270mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて東側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

10番、こちらは使用貸借でございます。借人は父親名義の朝熊町の田1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅 平屋建て1棟 建築面積107.15㎡としたいとの申請にございます。申請地は朝熊町地内 新七七原橋より南西へ40mに位置

する第2種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は35%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

11番、こちらは賃貸借でございます。借人である小俣町元町で建設業を営む受人が、小俣町元町の畑2筆を借り受けて資材置場としたいとの申請でございます。申請地は小俣町元町地内 小俣郵便局より南へ190mに位置する第3農地でございます。本申請につきましては、平成15年頃から西野建材に資材置場として貸していたとのことで始末書が添付されています。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として離隔済みとのことでございます。

12番、こちらは賃貸借による一時転用でございます。借人である小俣町宮前で建設業を営む有限会社出口組 代表取締役 出口 和利さんが、伊勢市が発注した令和3年度河維第8号 汁谷川浚渫工事を受注した関係で、小俣町宮前の田1筆を令和4年3月31日まで賃貸借により借り上げて工事用の資材置場としたいとの申請でございます。申請地は小俣町宮前地内 宮前公園より西へ340mに位置する農用地区域内農地でございます。農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものがございます。本申請につきましては、およそ1年前から資材置場として利用していたことも認めたため、始末書が添付されています。また、無断転用ではありますが、顛末書を提出し両名が協力し農地に復元すること、以降このような違法行為なく農地法を遵守することが申し立てられています。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土留めを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。昨日の2月14日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。

13番、こちらは売買でございます。受人は小俣町本町の畑1筆を譲り受け

	<p>て、住宅 平屋建て1棟 建築面積 159.20 m²としたいとの申請にございます。申請地は小俣町本町地内 上久保公園より北へ 200mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は33%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。</p> <p>議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。</p> <p>また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>9番について、真正なる登記名義の回復とはどういうことですか。</p> <p>この付近は、令和2年9月7日まで公図がなく、今回の申請代理人の行政書士兼土地家屋調査士が関係土地の境界確定を行い、地図訂正、地積更正等を経て公図を作成しました。その際今回の受人の土地が申請位置ではなく他の人の土地であったので、現状と一致させるための申請となります。</p> <p>今回の申請は、元々受人が持っていた土地が、登記上の位置と実際の位置が異なっていて地番が入れ替わっていたということですよね。</p> <p>はい。公図を作成した中で、本来は受人の土地であるところが渡人の名義であったため、真正なる登記名義の回復として申請を出されました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	
吉田委員	
係 長	
出口委員	
局 長	
議 長	

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、1番、2番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。

続きまして議案第4号 非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

係 長

4ページをお願いします。議案第4号 非農地証明願についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、田が1筆の178㎡でございます。詳細についてご説明させていただきます。

次ページ(4-1)をご覧ください。

1番、鹿海町の田1筆で現況は山林でございます。こちらは昭和58年頃から山林化し現在に至るとのことで、国土地理院認証の航空写真を提出した上で、非農地証明の願い出が上がっております。

議案第4号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証明願については、これを非農地とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は113件で、田が198筆の214,956㎡、畑が21筆の14,901㎡、計219筆の229,851㎡でございます。次のページの農地利利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

◇所有権の移転が1件で、田が6筆の6,096㎡、畑が4筆の3,059㎡、計10筆の9,155㎡。

◇1年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、畑のみ1筆の360㎡。

◇2年間の利用権(賃貸借権)の設定が2件で、田が1筆の655㎡、畑が1筆の1,961㎡、計2筆の2,616㎡。

◇3年間の利用権(賃貸借権)の設定が6件で、田のみ8筆の7,244㎡。

◇4年6ヶ月の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ2筆の3,476㎡。

◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が33件で、田が37筆の43,164㎡、畑が11筆の6,098㎡、計48筆の49,262㎡。

◇5年間の利用権(使用貸借権)の設定が9件で、田が14筆の10,051㎡、畑が2筆の1,503㎡、計16筆の11,554㎡。

◇10年間の利用権(賃貸借権)の設定が30件で、田が65筆の72,132㎡、畑が1筆の960㎡、計66筆の73,092㎡。

◇10年間の利用権(賃貸借権)の移転が30件で、田が65筆の72,132㎡、畑が1筆の960㎡、計66筆の73,092㎡。

以上件数は113件で、田が198筆の214,956㎡、畑が21筆の14,901㎡、計219筆の229,851㎡でございます。転貸ぬきの件数は83件で、田が133筆の142,818㎡、畑が20筆の13,941㎡、計153筆の156,759㎡でございます。計画

青木
(農林水産課)

の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内 55 番と 56 番、77 番と 78 番、95 番から 98 番、101 番から 104 番は、森北 雅博委員に関係する分でございます。ひとまず森北委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(森北委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第 5 号中の森北委員に関係する分については承認することに決定いたしました。

それでは、森北委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森北委員着席後、審議再開)

それでは、議案第 5 号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5 号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことですので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

それでは続きまして、議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を議題といたします。事務局の説明を求めます。

係 長

6ページをお願いします。

議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてでございます。

この件につきましては、令和元年10月に、大分県別府市で農業委員会会長が農地転用で便宜を図ったということで収賄の疑いで逮捕され、奈良県安堵町では業者と結託して農業委員会会長自ら虚偽の農地転用を申請して不正に農地を取得した疑いで逮捕されました。これを受けて、令和元年11月28日の令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、この一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであり、その影響は計り知れないものであり、農業委員会組織は農業者の公的な代表機関として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っているということを改めて自覚して業務に当たらなければならないとし、同時に組織一丸となって再発防止に取り組むことを決議しました。

また、令和2年3月4日付でも再度全国農業会議所から綱紀粛正の依頼がありました。今度は鳥取県米子市、青森県弘前市においても同様な事件が発生しました。これにより毎年、全農業委員会において法令遵守を決議し、議事録に記録するようにとの指示がございましたので、今年度もご審議いただくものでございます。あわせて、三重県農業会議からも、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すために、今後毎年1回以上決議の取り組みをするようにとのことでもございました。

では決議(案)を朗読し、提案とさせていただきます。

(決議案を朗読)

<p>議 長</p>	<p>5. 一時転用の完了報告について ……1件（説明内容記録省略）</p> <p>報告事項は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。 引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願ひし ます。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から2点、連絡させていただきます。</p> <p>1点目は、2月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月24日（木） 森 美江 委員、 中川 亜沙美 委員 ・ 2月25日（金） 川端 善宏 委員、 北村 安弘 委員 <p>にそれぞれお願ひをさせていただいております。当日9時までに、 市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p> <p>2点目は、来年度総会の開催日、現地調査割り当て等でございます。 配布の資料をご覧ください。順番等事務局で決めさせていただきましたので、 日程の確保等よろしくお願ひ致します。なお、調査日は、次回報告いたします。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第194回の総会を 閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____